

＼豊川で働こう！／

豊川市奨学金返還支援事業

3年間分で

最大72万円

奨学金の返還を支援します！

奨学金
返還支援
とは？

豊川市では、市内中小企業者等の人材確保を図るため、市内登録事業者就職した方に対し、登録事業者と一緒に奨学金返還の一部を補助(1年あたり上限24万円)しています。

補助対象者

以下のすべてにあてはまる方

- ✓ 大学等(※)を卒業し登録事業者にて正規雇用で就職
- ✓ 就職した日における年齢が35歳未満
- ✓ 在学中に奨学金の貸与を受けた
- ✓ 市内に住所を有し、市税の滞納がないこと

※大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校



対象企業

豊川市内に事業所があり、奨学金返還支援事業に賛同し、登録している中小企業者

対象企業はこちら ▶▶▶▶▶



お申込み・
お問い合わせ先

豊川市商工観光課商工労政係

TEL:0533-89-2140 メール:shoko@city.toyokawa.lg.jp



詳細は裏面へ

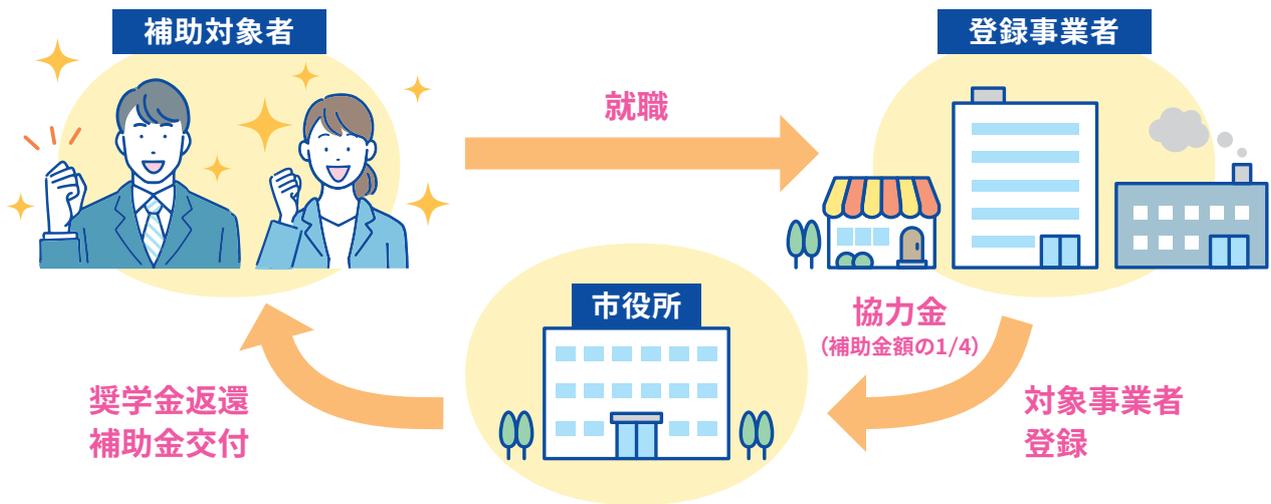
TOYOKAWA

補助金交付例

4月採用、10月から月2万円奨学金返還の場合

	補助額 (うち登録事業者協力額)	補助対象期間	交付申請	補助金受領
1年目	60,000円(15,000円)	10月～12月分(3か月分)	各翌年1月※	各翌年3月頃※
2年目	240,000円(60,000円)	1月～12月分(12か月分)		
3年目	240,000円(60,000円)	1月～12月分(12か月分)		
4年目	180,000円(45,000円)	1月～9月分(9か月分)		

※状況により前後することがございます。



Q&A 【よくある質問】

Q 豊川市以外のお出身でも対象になりますか。

A 対象になりますが、豊川市に住民票を移していただく必要があります。

Q 中途採用でも対象になりますか。

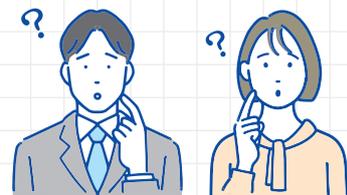
A 対象事業者に就職時点で35歳未満であれば対象となります。

Q 途中で退職した場合はどうなりますか。

A 退職日までに奨学金を返還した月数に応じて補助金を支給します。

Q 補助金をもらえなくなることはありますか。

A 就職先が登録事業者でなくなった場合(中小企業者でなくなった場合、対象事業者廃止の届出があった場合等)、それ以降補助金を受けとることができません。ご注意ください。



制度の詳細・申請は市HPをご覧ください。

豊川 奨学金返還支援

検索



▶ <https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/sangyo/koyoshien/toyokawasyougakukin/index.html>